

家庭用ほうろう器物の安全対策

1970年代は、消費者保護の政策が進み、製品の安全性が重視されることになり、1976年には家庭用ほうろう器物のなべ、ケトル（湯沸し）が家庭用品品質表示法に基づく品質表示の対象品目に指定されました。当時、日本珪瑯工業会に加盟している家庭用ほうろう器物メーカーは、品質保証として自社番号付きの安全マークを商品に貼付していましたが、1979年に安全マークの印刷が一元化され、小冊子やパンフレットによる安全マークの周知と普及が行われました。その後、安全マークの信頼性と安全性を確保するため、日本珪瑯工業会として新安全品質基準を制定し、基準を満たした製品を認定する新安全マーク制度を1984年（昭和59年）に開始しました。当時、ほうろう製品を安全に使ってもらうためのガイドブック及び安全マークを普及するパンフレットが作成され、展示会やハウスウェアショウを通じて消費者へ案内されていました。

当時配布されたパンフレット

